

社団法人  
消費税期限内納付  
推進運動

(発行所) 社団法人 柏法人会  
〒277-0023 柏市中央1-1-1  
☎ 04-7163-3393  
FAX 04-7166-6629  
(発行人) 会長 森和夫  
(編集) 会 長 委員 森和夫  
(編集責任者) 広報委員長 濱田秀雄  
(印刷所) 広報委員 中央印刷(株)

# 会報

■URL <http://www.kashiwahoujinkai.or.jp> ■E-mail [kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp](mailto:kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp)

## (社) 柏法人会 第30回 通常総会開催

於 ザ・クレセントホテル柏



母屋



旧渡し場



正門

## 柏税務署人事異動速報

会員数/千葉県39,440社 (社) 柏法人会4,200社 (平成24年6月末日)

### ■表紙解説

柏市三好文化村(我孫子市) 江戸享保年間(歴史を鑑す)「相島の森」(屋敷)を「田園風景」(歴史に関わる人脈)を活用し、地域の活性化と「井上家の保存を目的とした文化活動の拠点」となっています。

井上家は近江の商人でしたが、徳川三代将軍(徳川光圀)の時に江戸に出て、江戸城出入りの御用商人になりました。江戸時代中期以来、昭和に至るまで手賀沼干拓の主導的役割を果たし、その建物は往時の面影をよく残しています。

平成20年に主屋、田渡し場(まわしじま)「番土蔵、新土蔵、表門、裏門、外堀、庭門」(屋敷の片々が我孫子市で初の国の登録有形文化財(建造物)に登録されました。

「相島」という名は、江戸から手賀沼干拓に向かった際、この地域が(南)相馬であったため、その「相」と江戸の住所が(北)我孫子であり、その「島」をとり「相島」としたものがこうです。

開催日 土・日曜  
午後10時~午後四時

事務局 0477-821-2600  
所在 我孫子市  
相島新田二番地

柏法人会会員

- ・法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- ・e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(社)柏法人会と入力して下さい。

## よつば総合法律事務所の法律広場

Q (問)

営業社員で営業成績が悪い社員がいます。会社を辞めて欲しいのですがどうすればよいでしょうか。

A (答)

すぐに解雇をするのではなく、社員とよく話し合せて社員に退職をしてもらうことをお勧めします。

## 1 解雇の制限について

日本の法律では、会社から一方的に社員を辞めさせること（解雇）をするためには制限があります。例えば、営業社員の能力不足であれば、客観的に合理的な理由や社会通念上の相当性が必要となります。そして、社会一般で考えられているより、裁判になった場合の解雇を有効とするハードルはとて高くなっています。営業社員の能力不足を理由として解雇をした場合、十分な証拠をそろえてからでないと、会社側が負けてしまうことが多いと思われます。

ただし、社員が横柄をしていた場合や社員が無断欠勤を継続した場合には、裁判所は容易に解雇を認める傾向にあります。これは、横柄や無断欠勤は証拠が明確で、社員も争いようがない事実であるからです。他方、社員の能力不足は、他の社員との比較が必要ですし、「能力不足」というのはそもそも客観的な評価が難しいです。そのため、能力不足を理由とする解雇では会社が能力不足の証明をすることが裁判所では難しくなっています。

## 2 配置転換には寛容な裁判所

とはいえ、営業に向いていない社員にそのまま営業の仕事が続けてもらったとしても業績が向上する見込みは薄いと思われます。また、社員自身にとっても適性がない仕事よりも適性がある仕事を行った方がいいと思われます。そこで、営業職から他の仕事への配置転換をすることが考えられます。配置転換の場合、よほどの不当な目的がない限り、会社の経営上必要な措置として従業員の職務内容を変更することができます。

## 3 配置転換も難しい場合

配置転換しても能力を発揮できない社員がいる場合や、配置転換をする職種がそもそも存在しない職場の場合、退職勧奨をすることとなります。これは、会社と社員が話し合せて、社員から退職届を出すことにより労働契約を終了させる方法です。退職勧奨については、社員の意思を尊重する方法である限り裁判所は寛容な傾向にあります。私たちの経験でも、退職勧奨をしても辞める気配すらない社員というのはほとんどいません。会社と社員がしっかりと話し合せて、社員に納得して退職届を出してもらうことが大切です。

## 4 まとめ

- (1) 営業社員の能力不足を理由とする解雇は簡単ではない！
- (2) 営業から他の部署への配置転換は比較的自由に認められる！
- (3) 最後は会社と営業社員が話し合せて社員に辞めてもらう方法が良い！  
(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 大澤一郎)

弁護士法人よつば総合法律事務所では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は当事務所まで直接ご連絡下さい。（当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。）

弁護士法人よつば総合法律事務所 柏市柏1-5-10 水戸原老番館ビル4階  
TEL 04-7168-2300（電話受付時間平日9時から18時）  
事務所HP <http://www.yotsubesougou.jp/> 代表社員弁護士 大澤一郎